

別記様式第13（第7条関係）（平7総府令3・全改、平10総府令8・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平22文科令23・平25文科令8・……部改正、平26  
原子規3・旧様式第12線下・……部改正、令元原子規3・令2原子規13・令2原子規21・……部改正）

（その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質受払計画等報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第15項（第16項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所 施設	名称	所在地	事務上の 連絡先 (注4)	名称	所在地	連絡員の氏名 電話番号（ ）
	名称			所在地		
報告対象期間	名	地	先	連絡員の氏名		電話番号（ ）
	(注2)		(注4)			
	(注3)					
	年	月	日から			
	月	日	まで			



注1 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第15項又は第16項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、施設（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者にあつては原子炉）ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。

- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 毎年1月1日から6月30日まで又は7月1日から12月31日までの期間を記載すること。
- 4 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注10の例により記載すること。
- 10 別記様式第4の注11の例により記載すること。
- 11 別記様式第4の注12の例により記載すること。
- 12 イ 報告する受払いに含まれる核燃料物質若しくは供給当事国の区分が2種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。  
ロ 既に報告したデータを削除する場合又は核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画が全くない場合は「A」と記載すること。
- 13 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

実在庫量の確認の実施に関する計画	P I T
核燃料物質の輸入に関する計画	R F
核燃料物質の輸出に関する計画	S F

国内受入れに関する計画	R D
国内払出しに関する計画	S D

- 14 各エントリ一情報で報告する計画を実施する予定の開始年月日及び終了年月日を記載すること。
  - 15 核燃料物質の受払いを実施する予定の相手先の施設の符号を記載すること。
  - 16 報告する受払い予定の単位体数を記載すること。
  - 17 別記様式第 4 の注20の例により記載すること。
  - 18 別記様式第 5 の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事項を記載すること。
  - 19 別記様式第 4 の注22の例により記載すること。
  - 20 天然ウラン、劣化ウラン、トリウムについてはキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は四捨五入すること。また、低濃縮ウラン、高濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233についてはグラム単位で記載し、1グラム未満の端数については四捨五入すること。
  - 21 グラム単位は「G」、キログラム単位は「K」と記載すること。
  - 22 低濃縮ウラン又は高濃縮ウランの場合のみ百分率で小数点第 2 位まで記載すること。
  - 23 別記様式第 4 の注28の例により記載すること。
  - 24 別記様式第 4 の注29の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 国内の他の施設からの受入れ又は国内の他の施設への払出しであって、実効値が0.1に達しない核燃料物質の受払いについては、記載を省略することができる。
  - 3 この報告書は、施設（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者）ごとに別業で作成すること。